

## 第8章 方法書についての意見と事業者の見解

### 8.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

#### 8.1.1 方法書の公告及び縦覧

##### 1. 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

##### (1) 公告の日

令和4年7月29日（金）

##### (2) 公告の方法

###### ① 日刊新聞紙による公告、折込チラシ

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和4年7月29日（金）付けの日刊新聞紙（河北新報）  
（※令和4年8月5日（金）、6日（土）に開催する説明会についての公告を含む。）

###### ② インターネットによるお知らせ

令和4年7月29日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 当社ホームページ
- ・ 仙台市 Web サイト

##### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計3か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

###### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 仙台市環境局環境部環境企画課（宮城県仙台市青葉区二日町）
- ・ 湯元市民センター（宮城県仙台市太白区秋保町湯向）
- ・ 秋保総合支所（宮城県仙台市太白区秋保町長袋字大原）

###### ② インターネットの利用による縦覧

- ・ 当社ホームページに縦覧及び意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載した。
- ・ 仙台市公式 Web サイトに縦覧、意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載して頂いた。

##### (4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和4年7月29日（金）から令和4年8月29日（月）まで  
（各庁舎の開庁日）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

## (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0人であった。

（内訳） 仙台市環境局環境部環境企画課	0名
湯元市民センター	0名
秋保総合支所	0名

## 2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

#### ① 令和4年8月5日（金）19:00～20:30

- ・開催場所：湯元市民センター（宮城県仙台市太白区秋保町湯向 2-20）
- ・来場者数：1名

#### ② 令和4年8月6日（土）10:00～11:30

- ・開催場所：湯元市民センター（宮城県仙台市太白区秋保町湯向 2-20）
- ・来場者数：2名

なお、説明会の参加者が少なかったことから、説明会開催後、縦覧場所に「（仮称）太白 CC 太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書説明会資料」を置き、当社ホームページにおいては資料を閲覧できるように掲載した。

### 3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和4年7月29日（金）から令和4年9月12日（月）まで  
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への書面の郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は0通、意見の件数は0件であった。

### 8.1.2 方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は0件であった。

## 8.2 方法書についての市長意見及び事業者の見解

### 8.2.1 方法書についての仙台市長意見及び事業者の見解

方法書に対する仙台市長意見（令和4年12月15日）に対する事業者の見解は表8.2-1のとおりである。

表 8.2-1(1) 方法書に対する仙台市長意見と事業者の見解

仙台市長の意見	事業者の見解
<p>1 基本的・全般的事項</p> <p>(1) 本事業では、ゴルフ場跡地を活用する計画とされているものの、一部で土地の改変を行う上、計画地周辺には住宅等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う生活環境への影響が懸念される。このことを踏まえ、環境影響評価項目の選定にあたっては、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（環境省・経済産業省）に示された参考項目に限らず、周辺環境への影響が小さいという予見をもつことなく、事業特性や地域特性を踏まえた幅広い項目選定に努めること。また、選定しない項目については、図面等を記載した上で、その根拠についてわかりやすく準備書に示すこと。</p>	<p>(1) 本事業は「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」で想定したゴルフ場跡地に該当しますが、方法書では太陽光発電事業の参考項目の内、工事の実施に伴う評価項目の選定において、「選定が不要な項目」についても、事業特性や地域特性を踏まえ、すべて選定しました。準備書では方法書に対する意見を踏まえ、地形改変及び施設の存在に伴う水の濁りについて評価項目として選定するとともに、大雨時の土砂流出防止や河川流量を適切に管理するための防災施設の内容については図面等を記載した上で、可能な限り事業計画に記載しました。</p>
<p>(2) 近年、集中豪雨の激甚化や発生頻度の増加により、全国的に水害及び土砂災害等が発生していることから、排水計画や造成計画等の検討にあたっては、環境影響評価制度の趣旨に鑑み、各種法令等の基準を満たした上で安全側の設計とするなど、自然環境や生活環境に関して最大限に配慮すること。</p>	<p>(2) 本事業の造成計画にあたっては、ゴルフ場跡地を最大限生かして、樹木の伐採及び造成面積を抑制することで、自然環境や生活環境に関して最大限に配慮した計画としました。また、排水計画における調整池の容量については、準備書の表2.2-3のとおり余裕を持った設計としました。</p> <p>準備書では方法書の意見を踏まえ、造成法面にはソーラーパネルを設置しない計画とし、防災や生活環境に配慮した計画としました。また、水の濁りについては、地形改変及び施設の存在において評価項目として選定するとともに、予測条件として、降雨調査時の最大時間降雨量に加え、強雨時の条件についても予測を行いました。</p>
<p>(3) 事業計画の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。</p>	<p>(3) 事業計画の進捗に応じて引き続き説明会を開催し、住民の方々のご意見をお伺いし、配慮するとともに、本事業についてご理解を得られるよう努めます。</p>
<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気質</p> <p>ア 大気質の現地調査にあたっては、本事業の実施による影響を適切に評価できるよう、可能な限り予測地点の近傍に調査地点を設けること。</p> <p>イ 計画地周辺には住宅等が存在することから、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質への影響について、必要に応じて予測・評価すること</p>	<p>ア 沿道大気質の調査地点の検討において、安全面や測定環境の問題上、沿道に各季1週間調査を適切に実施できる場所がなかったことから、ゴルフ場のクラブハウスの周辺で環境濃度を測定しました。したがって、予測においては、一般車両と工事関係車両の両方から寄与濃度を予測する手法を選定しました。また、環境中の粉じん等については最寄りの民家の対象事業実施区域方向が林地となっており、1カ月間調査を実施できる適切な場所がなかったことから、対象事業実施区域内の民家に近い場所で測定を行いました。</p> <p>イ 本事業はゴルフ場跡地を最大限生かして、樹木の伐採及び造成面積を抑制する計画としているため、一般的な事業と比較すると建設機械の稼働台数は少なく、また、太陽光発電事業では建設機械の稼働に伴う窒素酸化物等は参考項目ではないため影響は限定的であると見え、評価項目として追加していません。</p>

表 8.2-1(2) 方法書に対する仙台市長意見と事業者の見解

仙台市長の意見	事業者の見解
<p>(2) 水環境 事業の実施に伴う計画地からの雨水排水について、放流先河川等へ影響を与えないような排水計画を検討するとともに、防災調整池の容量及び調整能力の設定根拠も含め、大雨時の水害に対する安全性について準備書に示すこと。</p>	<p>本事業の調整池容量は、準備書の表 2.2-3 に示したとおり、宮城県 の 50 年確率日雨量に基づいた流出抑制容量より余裕を持った設計としていますので、計画地からの雨水排水は放流先河川等へ影響に十分配慮した排水計画となっています。</p>
<p>(3) 土壌環境 本事業では、防災調整池やパネル基礎の設置等、一部で土地の改変を伴う計画であり、さらにゴルフ場造成時の盛土を含め、災害の危険性がある地盤の存在が想定されることから、本事業の実施に伴う土地の安定性への影響が懸念される。このことから、地質調査の結果や過去の災害履歴の調査結果等を踏まえ、造成箇所やパネル設置箇所における地形や地質の状況について明らかにした上で、土砂災害を発生させない造成計画を検討すること。 特に、計画地内に計 12 カ所もの防災調整池を設置する計画としていることから、詳細な図面を記載した上で、科学的根拠に基づき大雨時や地震時の土地の安定性について準備書に示すこと。</p>	<p>本事業はゴルフ場跡地を最大限生かして、ソーラーパネルの設置部はゴルフ場のコース間の伐採及び盛土などの造成を行わず杭打ちのみで設置することとしています。一方、防災調整池等の設置のため土地の改変を行います。調整池設置に伴う防災施設の構造等については林地開発の手続きにおいて検討した結果を準備書の事業計画に下記のとおり記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成法面では、法面を流下する表面水を排除し、大雨による法面の浸食や洗堀による土砂崩壊を防止するため、縦排水を設置するとともに小段にも排水路設置する計画としました。(図 2.2-7)</li> <li>・調整池の堤体は、ダブルウォール構造が 10 カ所、土堰堤の構造が 2 カ所としており、それぞれの構造に対応した断面(表土・盛土・堆積土、風化凝灰岩、凝灰岩)等の安定性の解析により、洪水時、通常時又は地震時の安全基準を満足するような設計としました(表 2.2-3, 表 2.2-5)。</li> <li>・パネル設置箇所の周囲には随所に排水路を設置し、調整池に雨水を導くことで、土砂流出を防止する計画としました。(図 2.2-25)</li> <li>・対象事業実施区域内において、ゴルフ場跡地の旧盛土部やコース周辺部等を踏査した結果、土地の崩壊が懸念されるような箇所は確認されませんでした。また、過去の大雨などで崩壊した 2 カ所の内 1 カ所は当時の復旧方法は不明ですが、既に森林化し安定しています。もう 1 カ所は、法面を再整形した経緯があり緑化が機能しています。しかし、今後、樹木の伐採や造成工事等によって崩壊の可能性がある場所が確認された場合は適切に対処いたします。</li> </ul>
<p>(4) 動物 ア 動物の生息環境及び採餌環境等への影響については、予測対象に応じて適切な予測・評価の手法を選定するとともに、その選定根拠について準備書に明記すること。 イ 反射光の影響について、鳥類のパネルへの衝突が発生する可能性を考慮し、水鳥の生息が一定数確認された場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。 ウ 計画地のため池の一部を防災調整池に転換する計画であることから、ため池に生育する水生生物への影響について予測するとともに、予測結果に応じて適切な環境保全措置を講じること。 エ 造成箇所への保護植栽については、郷土種を活用するなど、地域の生態系に配慮した計画とすること。</p>	<p>ア 生態系において、上位性のノスリは採餌・採餌行動出現指数の推定と、典型性のタヌキは生息環境の適合性指数の算出を用いて予測・評価を行いました。一方、上位性のノスリの営巣の営巣適地環境の抽出については、点数化しての推定により予測・評価を行うこととしており、その手法の設定根拠については準備書に明記しました。 イ 鳥類調査において、全ての確認種に対する水鳥が占める割合が小さかったものの、反射光による水鳥の影響を低減するため、ソーラーパネルは、極力反射による眩しさを抑制した製品を採用するといった環境保全措置を設定しました。 ウ ため池を調整池に転換する場合は、ため池に生息生育が確認された希少なトウホクサンショウウオ及び水生植物は可能な限り類似環境へ移殖するとともに、予測結果に応じて適切な環境保全措置を設定しました。 エ 造成箇所への保護植栽は、可能な限り在来種(郷土種)を用います。</p>

表 8.2-1(3) 方法書に対する仙台市長意見と事業者の見解

仙台市長の意見	事業者の見解
<p>(5) 廃棄物等</p> <p>ア 採用するパネルについては、有害物質の流出に対する地域住民等の不安の払拭のため、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第 1 版）」（一般社団法人太陽光発電協会）等に示される含有化学物質に関する部位ごとの含有率を準備書に記載し、その安全性を示すこと。</p> <p>イ 施設の供用開始後については、パネルの交換頻度等を考慮した上で廃棄物発生量を予測し、可能な限り再利用及び再資源化を行うとともに、各種法令等に基づき適切に処理する計画を準備書にて示すこと。</p>	<p>ア 採用するパネルについては、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第 1 版）」（一般社団法人太陽光発電協会）等に示される含有化学物質の部位ごとの含有率を準備書に記載しました。</p> <p>イ 施設の供用開始後については、弊社の他事例を参考にしてパネルの交換頻度等を考慮した上で廃棄物発生量を予測し、可能な限り再利用及び再資源化を行うとともに、各種法令等に基づき適切に処理する計画を準備書の事業計画に記載しました。</p>
<p>(6) 温室効果ガス等</p> <p>森林伐採による二酸化炭素の吸収量への影響を適切に予測・評価した上で、本事業による温室効果ガスの削減量を評価し、準備書にて示すこと。</p>	<p>本事業の稼動に伴う温室効果ガスの削減量については、森林伐採による二酸化炭素の吸収量の変化や石油代替燃料としての二酸化炭素削減量を予測した上で、準備書の事業計画に記載しました。</p>

(空白)



## 第 9 章



## 第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和 5 年 1 月 17 日 20220728 保第 1 号）は、次のとおりである。

# 経済産業省

20220728保第1号

令和5年1月17日

株式会社ブルーキャピタルマネジメント  
代表取締役 原田 秀雄 殿

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 岡田 直樹



株式会社ブルーキャピタルマネジメント「(仮称) 太白CC太陽光発電  
事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年7月28日付けで届出のあった、(仮称) 太白CC太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、同条第3項の規定に基づき、仙台市長からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、勘案されたい。

R4 環環企第 1282 号  
令和 4 年 12 月 15 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

仙台市長 郡 和子



(仮称) 太白 C C 太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 28 日付で下記事業者から送付のありました標記について、同法第 10 条第 1 項及び第 4 項並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 株式会社ブルーキャピタルマネジメント  
代 表 者 の 氏 名 代表取締役 原田 秀雄  
主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目 16 番 19 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
名称 (仮称) 太白 C C 太陽光発電事業  
種類 太陽電池発電所の設置の事業  
規模 出力 48,000kW
- 3 対象事業実施区域  
仙台市太白区秋保町湯元、秋保町境野
- 4 環境の保全の見地からの意見  
別紙のとおり

【担当】 仙台市環境局環境部環境企画課環境影響評価係  
〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12  
MS ビル二日町 5 階  
電話：022-214-8219、FAX：022-214-0580

(別紙)

## 1 全体事項

- (1) 本事業では、ゴルフ場跡地を活用する計画とされているものの、一部で土地の改変を行う上、計画地周辺には住宅等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う生活環境への影響が懸念される。このことを踏まえ、環境影響評価項目の選定にあたっては、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(環境省・経済産業省)に示された参考項目に限らず、周辺環境への影響が小さいという予見をもつことなく、事業特性や地域特性を踏まえた幅広い項目選定に努めること。また、選定しない項目については、図面等を記載した上で、その根拠についてわかりやすく準備書に示すこと。
- (2) 近年、集中豪雨の激甚化や発生頻度の増加により、全国的に水害及び土砂災害等が発生していることから、排水計画や造成計画等の検討にあたっては、環境影響評価制度の趣旨に鑑み、各種法令等の基準を満たした上で安全側の設計とするなど、自然環境や生活環境に関して最大限に配慮すること。
- (3) 事業計画の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。

## 2 個別事項

### (大気質)

- (1) 大気質の現地調査にあたっては、本事業の実施による影響を適切に評価できるよう、可能な限り予測地点の近傍に調査地点を設けること。
- (2) 計画地周辺には住宅等が存在することから、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質への影響について、必要に応じて予測・評価すること。

### (水環境)

- (3) 事業の実施に伴う計画地からの雨水排水について、放流先河川等へ影響を与えないような排水計画を検討するとともに、防災調整池の容量及び調整能力の設定根拠も含め、大雨時の水害に対する安全性について準備書に示すこと。

### (土壌環境)

- (4) 本事業では、防災調整池やパネル基礎の設置等、一部で土地の改変を伴う計画であり、さらにゴルフ場造成時の盛土を含め、災害の危険性がある地盤の存在が想定されることから、本事業の実施に伴う土地の安定性への影響が懸念される。このことから、地質調査の結果や過去の災害履歴の調査結果等を踏まえ、造成箇所やパネル設置箇所における地形や地質の状況について明らかにした上で、土砂災害を発生させない造成計画を検討すること。

特に、計画地内に計 12 カ所もの防災調整池を設置する計画としていることから、詳細な図面を記載した上で、科学的根拠に基づき大雨時や地震時の土地の安定性について準備書に示すこと。

### (動物・植物)

- (5) 動物の生息環境及び採餌環境等への影響については、予測対象に応じて適切な予測・評価の手法を選定するとともに、その選定根拠について準備書に明記すること。

- (6) 反射光の影響について、鳥類のパネルへの衝突が発生する可能性を考慮し、水鳥の生息が一定数確認された場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (7) 計画地のため池の一部を防災調整池に転換する計画であることから、ため池に生育する水生生物への影響について予測するとともに、予測結果に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (8) 造成箇所への保護植栽については、郷土種を活用するなど、地域の生態系に配慮した計画とすること。

(廃棄物等)

- (9) 採用するパネルについては、有害物質の流出に対する地域住民等の不安の払拭のため、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版）」（一般社団法人太陽光発電協会）等に表示される含有化学物質に関する部位ごとの含有率を準備書に記載し、その安全性を示すこと。
- (10) 施設の供用開始後については、パネルの交換頻度等を考慮した上で廃棄物発生量を予測し、可能な限り再利用及び再資源化を行うとともに、各種法令等に基づき適切に処理する計画を準備書にて示すこと。

(温室効果ガス等)

- (11) 森林伐採による二酸化炭素の吸収量への影響を適切に予測・評価した上で、本事業による温室効果ガスの削減量を評価し、準備書にて示すこと。

(空白)